

「プラタナスの丘」(料金表) 従来型個室(認知症棟)

(非課税)

単位(円)

利用者段階	世帯区分	要介護度	3割負担分	居住費	食 費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	栄養マネジメント強化加算	認知症ケア加算	1日あたり	1ヶ月合計 (30日換算)
第4段階 3割負担	本人が市町村民税課税の方で、本人の合計所得金額が220万円以上で、実際の収入が340万以上、2人以上の場合合計463万円以上の方	要介護1	2,151	1,728	1,800	72	54	33	228	6,066	181,980
		要介護2	2,289							6,204	186,120
		要介護3	2,484							6,399	191,970
		要介護4	2,649							6,564	196,920
		要介護5	2,796							6,711	201,330

★ その他の利用料金

* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

入所初期加算Ⅱ（日額）	30円	入所後30日間に限り、1日につき30円（1割負担）をご負担いただきます。なお、2割負担の方は60円、3割負担の方は90円となります。
短期集中リハビリ加算Ⅰ（日額）	258円	入所日から起算して3ヶ月以内に理学療法士や作業療法士等が集中的にリハビリを行った場合、1日につき 258円（1割負担）をご負担いただきます。なお、2割負担の方は516円、3割負担の方は774円となります。
経口維持加算Ⅰ（月額）	400円	咀嚼能力等を踏まえた経口維持のための支援を行います。左記料金は1割負担の場合で、2割負担の方は800円、3割負担の方は1,200円となります。
療養食加算（日額）	18円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1日につき18円（1割負担）をご負担いただきます。なお、2割負担の方は36円、3割負担の方は54円となります。
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	51円	介護老人保健施設が担っている「在宅復帰支援施設」としての役割に対して、取り組みを行っている施設を評価する加算です。1日につき51円をご負担いただきます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ（月額）	60円	介護サービスの質の向上を図るために設けられた制度です。入所者の心身の状況等に係る基本情報が把握・活用されている場合に40単位（Ⅰ）、さらに疾病や服薬の情報が加えられる場合には、60単位（Ⅱ）に相当する金額をご負担いただきます。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の7.1％に相当する金額をご負担いただきます。
日用品費（日額）*	300円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品費として、1日につき300円をご負担いただきます。
教養娯楽費（日額）*	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等（折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか）の費用として、1日につき100円をご負担いただきます。
電気料（月額）*	1,500円	お部屋で電化製品（テレビ等）を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料*	2,500円～	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただきます。
文書作成料*	3,000円～	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただきます。
洗濯料（月額）*	5,238円	私物衣類等の洗濯（業者委託）をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

※ 食費は、1日3回の食事（朝食・昼食・夕食）がある中、その摂取回数に関わらず1日分の費用をご負担いただきます。

なお、外泊等で不在の場合には食費のご負担はありません。

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ 外泊時には、居住費と共に、施設利用料に替える外泊時費用として、1割負担の方は362円、2割負担の方は724円、3割負担の方は1,086円のご負担をいただきます。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。